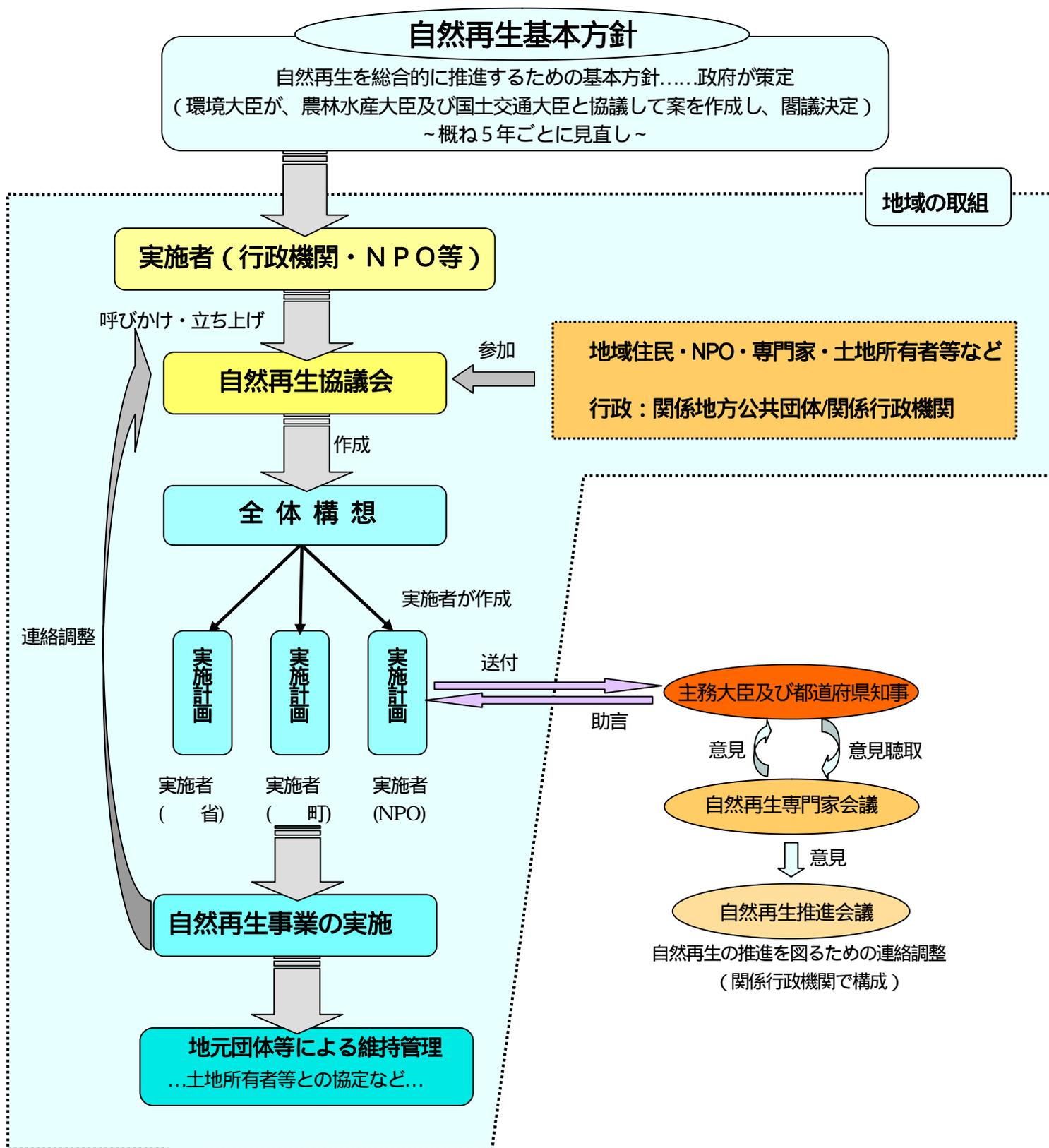


自然再生推進法の概要

NPOを始めとする多様な主体の参画と創意による地域主導の新たな形の事業 - 自然再生事業 - を推進



自然再生と 自然再生推進法



自然の恵み を享受できる 持続可能な社会 をつくる

自然再生 失われた自然を、地域の人たちの手で取り戻す取り組み

① 自然の力



地域の自然が自分たちにどのような恵みを与えてくれているのか考えてみましょう。
そして、地域の自然を豊かにする想いを皆さんで共有しましょう。

➔ できることから始めよう

② 地域の和

地域の自然をどのようにしていくのか、それは行政だけでは決めることが困難です。
その地域の自主性・主体性を尊重し、地域の皆さんで考え、合意形成を図りましょう。



➔ お互いを尊重しあいましょう

③ 連携の礎

様々な主体が連携して取り組んでいくことが、取り組みの継続性の観点からも重要です。
積極的に情報発信を行い、連携のきっかけを作りましょう。



➔ 地域を盛り上げていきましょう

④ 科学の目



自然を相手にするので、思わぬ結果が生じることが多々あります。
皆さんで変化を見守り、ときに専門家の意見を踏まえながら取り組んでいきましょう。

➔ 長い目で見ましょう

■ 自然再生とは

過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全し、再生し、創出し、またはその状態を維持管理すること。

(自然再生推進法第2条)

保全

良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為

再生

自然環境が損なわれた地域において損なわれた自然環境を取り戻す行為

創出

自然が失われた地域において緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為

維持管理

再生された自然環境の状況を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為